

社長のための勉強

令和6年2月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

納付書が届かなくなる？

令和6年5月以降に送付される納付書の送付が原則取りやめになります。

国税庁の方針では「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」に向けての取り組みの一環の様です。

ただすべての会社、個人が対象ではなく以下の法人や個人が対象になるようです。

〈事前送付を行わないこととなる方〉

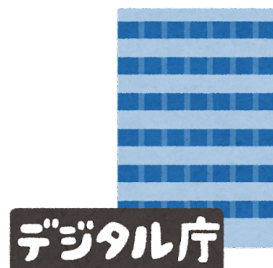
- e-Taxにより申告書を提出されている法人
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人
- 納付書を利用しないでダイレクト納付などで納付されている法人・個人

※源泉所得税の納付書は今まで通り郵送されるようです。

小規模事業者の社長様や経理担当者の方は納付書が届かなくなることを頭の片隅に入れておいた方が良いかもしれません。

これを機にダイレクト納付などに挑戦するのもよいかもしれませんね。

どうしても必要な場合は税務署に取りに行けば貰えますのでご安心ください。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office